- 【条例】東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年東京都条例第百十一号)
- 【規則】東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成二十四年東京都規則第百四十一号)
- 【要領】東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備 及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領(二四福保高介第一 八八二号)

条例	規則	要領
田次 第一章 総則(第一条一第三条) 第七章 通所介護 第一節 基本方針(第九十八条) 第二節 人員に関する基準(第九十九条・第百条) 第三節 設備に関する基準(第百一条) 第四節 運営に関する基準(第百二条一第百十二条) 第五節 共生型通所介護に関する基準(第百十三条一第百三十条) 第六節 基準該当通所介護に関する基準(第百三十一条一第百三十四条) 第十四章 雑則(第二百七十六条・第二百七十七条) 附則	目次 第一章 総則 (第一条・第二条) 第七章 通所介護 (第十七条一第二十七条)	介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第四十二条第一項第二号並びに第七十四条第一項及び第二項の規定に基づく「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年東京都条例第百十一号。以下、「居宅条例」という。)及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成二十四年東京都規則第百四十一号。以下「居宅規則」という。)に、法第百十五条の四第一項及び第二項の規定に基づく「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」については、東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成二十四年東京都条例第百十二号。以下「予防条例」という。)及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則(平成二十四年東京都規則第 百四十二号。以下「予防規則」という。)により定めたところである。この要領は、居宅条例、居宅規則、予防条例及び予防規則の施行について必要な内容を定めるものとする。
第一章 総則 (趣旨) 第一条 この条例は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第四十二条第一項第二号、第七十二条の二第一項各号並びに第七十四条第一項及び第二項の規定に基づき、東京都の区域(八王子市を除く区域をいう。)における指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。	第一章 総則 (趣旨) 第一条 この規則は、東京都指定居宅サービス等の 事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例 (平成二十四年東京都条例第百十一号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定める ものとする。	第一 居宅条例及び予防条例の性格 1 居宅条例及び予防条例は、指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないこと。 2 指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの事業を行う者又は行おうとする者が満たすべき基準等を満たさない場合には、指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの指定又は更新は受けられず、また、運営開始後、基準に違反することが明らかになった場合には、①相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告

を行い、②相当の期間内に勧告に従わなかった ときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧 告に対する対応等を公表し、③正当な理由が無 く、当該勧告に係る措置を採らなかったとき は、相当の期限を定めて当該勧告に係る措置を 採るよう命令することができるものであるこ と。また、③の命令をした場合には事業者名、 命令に至った経緯等を公示しなければならな い。なお、③の命令に従わない場合には、当該 指定を取り消すこと、又は取消しを行う前に相 当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の 効力を停止すること(不適正なサービスが行わ れていることが判明した場合、当該サービスに 関する介護報酬の請求を停止させること)がで きる。ただし、次に掲げる場合には、基準に従 った適正な運営ができなくなったものとして、 直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部若 しくは一部の効力を停止することができるも のであること。

- ① 次に掲げるときその他の事業者が自己の 利益を図るために基準に違反したとき
 - イ 指定居宅サービスの提供に際して利用 者が負担すべき額の支払を適正に受けな かったとき
 - ロ 居宅介護支援事業者又はその従業者に 対し、利用者に対して特定の事業者による サービスを利用させることの代償として、 金品その他の財産上の利益を供与したと き
- ② 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき
- ③ その他①及び②に準ずる重大かつ明白な 基準違反があったとき
- 3 運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消され、法に定める期間の経過後に再度当該事業者から当該事業所について指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が十分に確認されない限り指定を行わないものとすること。
- 4 特に、居宅サービスの事業の多くの分野においては、基準に合致することを前提に自由に事業への参入を認めていること等にかんがみ、基準違反に対しては、厳正に対応すべきであること。

第二 総論

1 事業者指定の単位について

事業者の指定は、原則としてサービス提供の 拠点ごとに行うものとする。ただし、同一法人 に限り別に定める要件を満たす場合、この限り ではない。

2 用語の定義居宅条例第二条及び予防条例第二条におい

(用語の意義) (用語)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語 第二条 この規則において「常勤換算方法」とは、

の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 居宅サービス事業者 法第八条第一項に規 定する居宅サービス事業を行う者をいう。
- 二 指定居宅サービス事業者 法第四十一条第 一項に規定する指定居宅サービス事業者をい う。
- 三 指定居宅サービス 法第四十一条第一項に 規定する指定居宅サービスをいう。
- 四 利用料 法第四十一条第一項に規定する居 宅介護サービス費の支給の対象となる費用に 係る利用者が負担すべき対価をいう。
- 五 居宅介護サービス費用基準額 法第四十一 条第四項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額 (その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該費用の額)を いう。
- 六 法定代理受領サービス 法第四十一条第六 項の規定により居宅介護サービス費が利用者 に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払 われる場合における当該居宅介護サービス費 に係る指定居宅サービスをいう。
- 七 基準該当居宅サービス 法第四十二条第一 項第二号に規定する基準該当居宅サービスを いう。
- 八 共生型居宅サービス 法第七十二条の二第 一項の申請に係る法第四十一条第一項の指定 を受けた者による指定居宅サービスをいう。
- 2 前項に掲げるもののほか、この条例で使用する 用語の意義は、法で使用する用語の例による。

当該事業所の従業者の勤務延時間数の総数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

2 前項に規定するもののほか、この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

て、一定の用語についてその定義を明らかにしているところであるが、以下は、同条に定義が置かれている用語について、その意味をより明確なものとするとともに、基準中に用いられている用語であって、定義規定が置かれていないものの意味を明らかにするものである。

(1) 「常勤換算方法」

当該指定居宅サービス事業所及び指定介護予防サービス事業所の従業者の勤務延時間の総数を、当該事業所の就業規則等において定める常勤の従業者が勤務すべき時間数(週三二時間を下回る時間数を定められている場合は、週三二時間を基本とする。)で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。

この場合の勤務延時間数は、当該事業所の 指定に係る事業のサービスに従事する勤務 時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が 訪問介護と訪問看護の指定を重複して受け る場合であって、ある従業者が訪問介護員等 と看護師等を兼務する場合、訪問介護員等の 勤務延時間数には、訪問介護員等としての勤 務時間だけを算入することとなるものであ ること。

ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条第一項に規定する措置(以下「母性健康管理措置」という。)又は育児休業、介護体業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号。以下「育児・介護休業法」という。)第二十三条第一項、同条第三項又は同法第二十四条に規定する所定労働時間の短縮等の措置(以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。)が講じられている場合、三十時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、一として取り扱うことを可能とする。

(2) 「勤務延時間数」

勤務表上、当該居宅サービス事業又は介護 予防サービス事業に係るサービスの提供に 従事する時間又は当該事業に係るサービス の提供のための準備等を行う時間(待機の時間を含む。)として明確に位置付けられてい る時間の合計数とする。なお、従業者一人に つき、勤務延時間数に算入することができる 時間数は、当該事業所の就業規則等において 定める常勤の従業者が勤務すべき勤務時間 数を上限とすること。

(3) 「常勤」

当該指定居宅サービス事業所又は介護予防サービス事業所における勤務時間が、当該事業所の就業規則等において定める常勤の従業者が勤務すべき時間数(週三二時間を下回る時間数を定められている場合は、週三二時間を基本とする。)に達する勤務体制を定

められていることをいう。ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を週三〇時間として取り扱うことを可能とする。

同一の事業者によって当該事業所に併設 される事業所の職務であって、当該事業所の 職務と同時並行的に行われることが差し支 えないと考えられる管理者の職務について は、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の 従業者が勤務すべき時間数に達していれば、 常勤の要件を満たすものであることとする。 例えば、一の事業者によって行われる指定訪 問介護事業所と指定訪問入浴介護事業所が 併設されている場合、指定訪問介護事業所の 管理者と指定訪問入浴介護事業所の 管理者と指定訪問入浴介護事業所の 管理者と指定訪問入浴介護事業所の 管理者とおって行われる指定訪 所定の時間に達していれば、常勤要件を満た すこととなる。

指定通所リハビリテーション(一時間以上 二時間未満に限る)又は指定介護予防通所リ ハビリテーションが、保険医療機関において 医療保険の脳血管疾患等リハビリテーショ ン料、廃用症候群リハビリテーション料、運 動器リハビリテーション料又は呼吸器リハ ビリテーション料のいずれかを算定すべき リハビリテーションが同じ訓練室で実施さ れている場合に限り、専ら当該指定通所リハ ビリテーション又は指定介護予防通所リハ ビリテーションの提供に当たる理学療法士、 作業療法士又は言語聴覚士は、医療保険の脳 血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候 群リハビリテーション料、運動器リハビリテ ーション料又は呼吸器リハビリテーション 料のいずれかを算定すべきリハビリテーシ ョンに従事して差し支えない。ただし、当該 従事者が指定通所リハビリテーション又は 指定介護予防通所リハビリテーションに従 事していない時間帯については、居宅規則第 二十八条第一項第二号又は第二項の従事者 の員数及び厚生労働大臣が定める基準(平成 二十七年厚生労働省告示(第九十五号)の第 二十四号の三の従業者の合計数に含めない。

また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五条に規定する休業(以下「産前産後休業」という。)、母性健康管理措置、育児・介護休業法第二条第一号に規定する育児休業(以下「育児休業」という。)、同条第二号に規定する介護休業(以下「介護休業」という。)、同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第二十四条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業(以下「育児休業に準ず

る休業」という。)を取得中の期間において、 当該人員基準において求められる資質を有 する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者 の員数に換算することにより、人員基準を満 たすことが可能であることとする。

- (4) 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」 原則として、サービス提供時間帯を通じて 当該サービス以外の職務に従事しないこと をいうものである。この場合のサービス提供 時間帯とは、当該従業者の当該事業所におけ る勤務時間(指定通所介護及び指定通所リハ ビリテーションについては、サービスの単位 ごとの提供時間)をいうものであり、当該従 業者の常勤・非常勤の別を問わない。ただし、 通所介護及び通所リハビリテーションにつ いては、あらかじめ計画された勤務表に従っ て、サービス提供時間帯の途中で同一職種の 従業者と交代する場合には、それぞれのサー ビス提供時間を通じて当該サービス以外の 職務に従事しないことをもって足りるもの である。
- (5) 「前年度の平均値」(居宅規則第三十一条第 三項、第四十四条第二項、第五十七条第三項 及び第六十一条第三項関係)
 - ① 居宅規則第三十一条第三項(指定短期入 所生活介護に係る生活相談員、介護職員又 は看護職員の員数を算定する場合の利用 者の数の算定方法)、第四十八条第三項(老 人性認知症疾患療養病棟を有する病院で あって介護療養型医療施設でない指定短 期入所療養介護事業所における看護職員 又は介護職員の員数を算定する場合の入 院患者の数の算定方法)及び第五十七条第 三項(指定特定施設における生活相談員、 看護職員若しくは介護職員の人員並びに 計画作成担当者の人員の標準を算定する 場合の利用者の数の算定方法)における 「前年度の平均値」は、当該年度の前年度 (毎年四月一日に始まり翌年三月三十一 日をもって終わる年度とする。以下同じ。) の平均を用いる。この場合、利用者数等の 平均は、前年度の全利用者等の延数を当該 前年度の日数で除して得た数とする。この 平均利用者数等の算定に当たっては、小数 点第二位以下を切り上げるものとする。た だし、短期入所生活介護、介護予防短期入 所生活介護、特定施設入居者生活介護、介 護予防特定施設入居者生活介護について は、これらにより難い合理的な理由がある 場合には、他の適切な方法により利用者数 を把握するものとする。
 - ② 新たに事業を開始し、若しくは再開し、 又は増床した事業者又は施設においては、 新設又は増床分のベッドに関しては、前年 度において一年未満の実績しかない場合 (前年度の実績が全くない場合を含む。) の利用者数等は、新設又は増床の時点から 六月未満の間は、便宜上、ベッド数の九

○%を利用者数等とし、新設又は増床の時点から六月以上一年未満の間は、直近の六月における全利用者等の延数を六月間の日数で除して得た数とし、新設又は増床の時点から一年以上経過している場合は、直近一年間における全利用者等の延数を一年間の日数で除して得た数とする。また、減床の場合には、減床後の実績が三月以上あるときは、減床後の利用者数等の延数を延日数で除して得た数とする。ただし、短期入所生活介護及び特定施設入居者生活介護については、これらにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により利用者数を推定するものとする。

3 指定居宅サービスと指定介護予防サービス 等の一体的運営等について

指定居宅サービス又は基準該当居宅サービスに該当する各事業を行う者が、指定介護予防サービス等又は基準該当介護予防サービス等に該当する各事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅サービス又は基準該当居宅サービスの各事業と指定介護予防サービス等又は基準該当介護予防サービス等の各事業とが同じ事業所で一体的に運営されている場合については、介護予防における各基準を満たすことによって、基準を満たしているとみなすことができる等の取扱いを行うことができることとされたが、その意義は次のとおりである。

例えば、訪問介護においては、指定居宅サービスにおいても、第一号訪問事業(指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下同じ。)においても、訪問介護員等を常勤換算方法で二・五人以上配置しなければならないとされているが、同じ事業所で一体的に運営している場合には、合わせて常勤換算方法で五人以上を置かなければならないという趣旨ではなく、常勤換算方法で二・五人以上配置していることで、指定居宅サービスに該当する訪問介護も、第一号訪問事業も、双方の基準を満たすこととするという趣旨である。

設備、備品についても同様であり、例えば、定員三〇人の指定通所介護事業所においては、機能訓練室の広さは30人×3㎡=90㎡を確保する必要があるが、この三〇人に第一号通所事業(指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下同じ。)の利用者も含めて通算することにより、要介護者一五人、要支援者一五人であっても、あるいは要介護者二〇人、要支援者一〇人の場合であっても、合計で九〇㎡が確保されていれば、基準を満たすこととするという趣旨である。

要するに、人員についても、設備、備品についても、同一の事業所で一体的に運営する場合にあっては、例えば、従前から、指定居宅サービス事業を行っている者が、従来どおりの体制を確保していれば、指定介護予防サービス等の基準も同時に満たしていると見なすことがで

(指定居宅サービスの事業の一般原則)

- 第三条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思 及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指 定居宅サービスの提供に努めなければならない。
- 2 指定居宅サービス事業者は、地域との結び付き を重視した運営を行い、特別区及び市町村(以下 「区市町村」という。)、他の居宅サービス事業者 その他の保健医療サービス又は福祉サービスを 提供する者との密接な連携に努めなければなら ない。
- 3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービス を提供するに当たっては、法第百十八条の二第一 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な 情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなけ ればならない。

第七章 通所介護 第一節 基本方針

(基本方針)

第九十八条 指定居宅サービスに該当する通所介護(以下「指定通所介護」という。)の事業は、利用者が要介護状態となった場合、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的な孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

- 第九十九条 指定通所介護の事業を行う者(以下 「指定通所介護事業者」という。)は、当該事業を 行う事業所(以下「指定通所介護事業所」という。) ごとに次に掲げる従業者(以下この節から第四節 までにおいて「通所介護従業者」という。)を規則 で定める基準により置かなければならない。
 - 一 生活相談員

第七章 通所介護

(従業者の配置の基準)

- 第十七条 条例第九十九条第一項に規定する規則 で定める基準は、次の各号に掲げる通所介護従業 者(同項に規定する通所介護従業者をいう。)の区 分に応じ、当該各号に定める員数とする。
 - 一 生活相談員 指定通所介護の提供日ごとに、

きるという趣旨である。

なお、居宅サービスと介護予防サービスを同一の拠点において運営されている場合であっても、完全に体制を分離して行われており一体的に運営されているとは評価されない場合にあっては、人員についても設備、備品についてもそれぞれが独立して基準を満たす必要があるので留意されたい。

また、例えば、指定居宅サービスと緩和した 基準による第一号訪問事業等を一体的に運営 する場合には、緩和した基準による第一号訪問 事業等については、区市町村がサービス内容等 に応じて基準を定められるが、例えば、サービ ス提供責任者であれば、要介護者数で介護給付 の基準を満たす必要があるので留意されたい。

第三 介護サービス 六 通所介護

- 1 人員に関する基準
- (1) 従業者の員数(居宅条例第九十九条)
 - ① 指定通所介護の単位とは、同時に、一体的に提供される指定通所介護をいうものであることから、例えば、次のような場合は、二単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。
 - イ 指定通所介護が同時に一定の距離を

*本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準条例を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

二 看護師又は准看護師(以下この章において 「看護職員」という。)

三 介護職員

四 機能訓練指導員

2 指定通所介護事業者が法第百十五条の四十五 第一項第一号口に規定する第一号通所事業(旧法 第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護 に相当するものとして区市町村が定めるものに 限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受け、か つ、指定通所介護の事業と当該第一号通所事業と が同一の事業所において一体的に運営される場 合については、区市町村の定める当該第一号通所 事業の人員に関する基準を満たすことをもって、 前項に規定する基準を満たすものとみなす。 当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上となるために必要な数

- 二 看護職員(条例第九十九条第一項第二号に規定する看護職員をいう。以下この章において同じ。) 指定通所介護の単位(指定通所介護であってその提供が同時に一人又は複数の利用者(条例第百一条第三項に規定する利用者をいう。以下この条において同じ。)に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。)ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が一以上となるために必要な数
- 三 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該 指定通所介護を提供している時間帯に介護職 員(専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に 限る。)が勤務している時間数の合計を当該指 定通所介護を提供している時間数で除して得 た数が、利用者の数が十五人までの場合にあっ ては一以上、十五人を超える場合にあっては一 に十五人を超える部分の数を五で除して得た 数を加えた数以上となるために必要な数
- 四 機能訓練指導員 一人以上
- 2 指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ご とに、前項第三号の介護職員を、常時一人以上当 該指定通所介護に従事させなければならない。
- 3 第一項の規定にかかわらず、指定通所介護の単位の介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができる。
- 4 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を 営むのに必4な機能の減退を防止するための訓 練を行う能力を有する者とする。
- 5 第一項第四号の機能訓練指導員は、当該指定通 所介護事業所の他の職務に従事することができ る。
- 6 第一項の生活相談員又は介護職員のうち一人 以上は、常勤の者でなければならない。

置いた二つの場所で行われ、これらのサ ービスの提供が一体的に行われている といえない場合

ロ 午前と午後とで別の利用者に対して 指定通所介護を提供する場合

また、利用者ごとに策定した通所介護計画に位置づけられた内容の通所介護が一体的に提供されていると認められる場合は、同一単位で提供時間数の異なる利用者に対して通所介護を行うことも可能である。なお、同時一体的に行われているとは認められない場合は、別単位となることに留意すること。

- ② 八時間以上九時間未満の通所介護の前後に連続して延長サービスを行う場合にあっては、事業所の実情に応じて、適当数の従業者を配置するものとする。
- ③ 居宅規則第十七条第一項第一号の生活相談員及び同項第三号の介護職員の人員配置については、提供日ごとに、当該職種の従業員がサービス提供時間内に勤務する時間数の合計(以下「勤務延時間数」という。)を提供時間数で除して得た数が基準において定められた数以上となるよう、勤務延時間数を確保するよう定めたものであり、必要な勤務延時間数が確保されれば当該職種の従業者の員数は問わないものである。
- ④ 生活相談員については、指定通所介護の 単位の数にかかわらず、次の計算式のとお り指定通所介護事業所における提供時間 数に応じた生活相談員の配置が必要にな るものである。ここでいう提供時間数と は、当該事業所におけるサービス提供開始 時刻から終了時刻まで(サービスが提供さ れていない時間帯を除く。)とする。

(確保すべき生活相談員の勤務延時間数 の計算式)

提供日ごとに確保すべき勤務延時間数= 提供時間数

例えば、一単位の指定通所介護を実施している事業所の提供時間数を六時間とした場合、生活相談員の勤務延時間数を、提供時間数である六時間で除して得た数が一以上となるよう確保すればよいことから、従業者の員数にかかわらず六時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。また、例えば午前九時から正午、午後一時から午後六時の二単位の指定通所介護を実施している事業所の場合、当該事業所におけるサービス提供時間は午前九時から午後六時(正午から午後一時までを除く。)となり、提供時間数は八時間となることから、従業者の員数にかかわらず八時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。

なお、指定通所介護事業所が、利用者の 地域での暮らしを支えるため、医療機関、 他の居宅サービス事業者、地域の住民活動

等と連携し、指定通所介護事業所を利用しない日でも利用者の地域生活を支える地域連携の拠点としての機能を展開できるように、生活相談員の確保すべき勤務延時間数には、「サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間」、「利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間」、「地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間」など、利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間も含めることができる。

ただし、生活相談員は、利用者の生活の 向上を図るため適切な相談・援助等を行う 必要があり、これらに支障がない範囲で認 められるものである。

⑤ 居宅規則第十七条第一項第三号にいう 介護職員については、指定通所介護の単位 ごとに、提供時間数に応じた配置が必要と なるものであり、確保すべき勤務延時間数 は、次の計算式のとおり提供時間数及び利 用者数から算出される。なお、ここでいう 提供時間数とは、当該単位における平均提 供時間数 (利用者ごとの提供時間数の合計 を利用者数で除して得た数)とする。

(確保すべき介護職員の勤務延時間数の 計算式)

- 利用者数一五人まで 単位ごとに確保すべき勤務延時間数 =平均提供時間数
- 利用者数一六人以上
 単位ごとに確保すべき勤務延時間数
 =((利用者数-15)÷5+1)×平均
 提供時間数

※ 平均提供時間数=利用者ごとの 提供時間数の合計:利用者数

例えば、利用者数一八人、提供時間数を 五時間とした場合、(18-15) ÷5+1= 1.6 となり、五時間の勤務時間数を一・六 名分確保すればよいことから、従業員の員 数にかかわらず、5×1.6=8時間の勤務 延時間数分の人員配置が必要となる。利用 者数と平均提供時間数に応じて確保すべ き勤務延時間数の具体例を別表三に示す ものとする。

なお、介護職員については、指定通所介護の単位ごとに常時一名以上確保することとされているが、これは、介護職員が常に確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものであり、例えば、計算式により算出した確保すべき勤務延時間数が、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻までの時間数に満たない場合であっても、常時一名以上が確保されるよう配置を行う必要があることに留意すること

また、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができるとされたことから、例えば複数の単位の指定通所介護を同じ時間帯に実施している場合、単位ごとに介護職員等が常に一名以上確保されている限りにおいては、単位を超えて柔軟な配置が可能である。

⑥ 看護職員については、指定通所介護事業 所の従業者により確保することに加え、病 院、診療所、訪問看護ステーションとの連 携により確保することも可能である。具体 的な取扱いは以下のとおりとする。

ア 指定通所介護事業所の従業者により 確保する場合

提供時間帯を通じて、専ら当該指定通 所介護の提供に当たる必要はないが、当 該看護職員は提供時間帯を通じて、指定 通所介護事業所と密接かつ適切な連携 を図るものとする。その場合であって も、提供日ごとに当該事業所において利 用者の健康状態等の確認を行う時間帯 は、専従しなければならない。

イ 病院、診療所、訪問看護ステーション との連携により確保する場合

看護職員が指定通所介護事業所の提供日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと指定通所介護事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図るものとする。

なお、アとイにおける「密接かつ適切な 連携」とは、指定通所介護事業所へ駆けつ けることができる体制や適切な指示がで きる連絡体制などを確保することである。

- ⑦ 機能訓練指導員については、利用者が日常生活を営むために必要な機能の減退防止の訓練を行うために、利用者の心身の状態を的確に把握し、かつ、利用者ごとに作成する通所介護計画に定められた機能訓練を適切に実施するために必要な程度配置すること。
- ⑧ 利用者の数又は利用定員は、単位ごとの 指定通所介護についての利用者の数又は 利用定員をいうものであり、利用者の数は 実人員、利用定員は、あらかじめ定めた利 用者の数の上限をいうものである。従っ て、例えば、一日のうちの午前の提供時間 帯に利用者一○人に対して指定通所介護 を提供し、午後の提供時間帯に別の利用者 一〇人に対して指定通所介護を提供する 場合であって、それぞれの指定通所介護の 定員が一○人である場合には、当該事業所 の利用定員は一〇人、必要となる介護職員 は午前午後それぞれにおいて利用者一○ 人に応じた数ということとなり、人員算定 上午前の利用者の数と午後の利用者の数 が合算されるものではない。

(管理者)

- 第百条 指定通所介護事業者は、各指定通所介護事業所において指定通所介護事業所を管理する者 (以下この条及び第百七条において「管理者」という。)を置かなければならない。
- 2 管理者は、専ら当該指定通所介護事業所の管理 に係る職務に従事する常勤の者でなければなら ない。ただし、当該指定通所介護事業所の管理上 支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他 の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業 所、施設等の職務に従事することができる。

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第百一条 指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を設けるほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備は、規則で定める基準を満たさなければならない。

(設備の基準)

第十八条 条例第百一条第二項に規定する規則で 定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 食堂及び機能訓練室 それぞれ必要な広さ を有するものとし、合計した面積は、三平方メ ートルに指定通所介護事業所の利用定員(条例

- ⑨ 同一事業所で複数の単位の指定通所介 護を同時に行う場合であっても、常勤の従 業者は事業所ごとに確保すれば足りるも のである(居宅規則第十七条第六項関係)
- (2) 生活相談員(居宅規則第十七条第一項第一 号)

生活相談員については、東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年東京都条例第四十号)第五条第二項に定める生活相談員に準ずるものである。

(3) 機能訓練指導員(居宅規則第十七条第一項 第四号)

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必 要な機能の減退を防止するための訓練を行 う能力を有する者とされたが、この「訓練を 行う能力を有する者」とは、理学療法士、作 業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復 師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はき ゅう師の資格を有する者(はり師及びきゅう 師については、理学療法士、作業療法士、言 語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩 マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練 指導員を配置した事業所で六月以上機能訓 練指導に従事した経験を有する者に限る。) の資格を有する者とする。ただし、利用者の 日常生活やレクリエーション、行事を通じて 行う機能訓練については、当該事業所の生活 相談員又は介護職員が行っても差し支えな い。

(4) 管理者(居宅条例第百条)

訪問介護の場合と同趣旨であるため、第三の一の1の(3)を参照されたい。

- 2 設備に関する基準(居宅条例第百一条)
- (1) 事業所

事業所とは、指定通所介護を提供するための設備及び備品を備えた場所をいう。原則として一の指定通所介護事業所に必要な設備は、当該事業所の中において備えるものとするが、利用者の利便のため、利用者に身近な社会資源(既存施設)を活用して、事業所の従業者が当該既存施設に出向いて指定通所介護を提供する場合であって、これらを事業所の一部とみなすことができる場合は、当該既存施設を含めて設備基準を適用するものである。

(2) 食堂及び機能訓練室

指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練 室(以下「指定通所介護の機能訓練室等」と 第百二条第四号に規定する利用定員をいう。) を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食 事の提供及び機能訓練を行う場合において、当 該食事の提供及び機能訓練に支障がない広さ を確保することができるときは、同一の場所と することができる。

二 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

- 3 第一項に規定する設備は、専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者(当該指定通所介護事業者が第九十九条第二項に規定する第一号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、当該事業所における指定通所介護又は当該第一号通所事業の利用者をいう。次条において同じ。)に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合(指定通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に知事に届け出るものとする。

いう。)については、指定通所介護が原則として同時に複数の利用者に対し介護を提供するものであることに鑑み、次のとおりとすること。

ア 三平方メートルに利用定員を乗じて 得た面積以上とすることとされたが、狭 隘な部屋、スペースを多数設置すること により面積を確保すべきではないもの である。

- イ 指定通所介護の機能訓練室等は、その 機能を十分に発揮しうる適当な広さを 有し、原則として、同一の室内で必要な 面積を確保するものであること。
- (3) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。

(4) 設備に係る共用

指定通所介護事業所と指定居宅サービス 事業所等を併設している場合に、利用者への サービス提供に支障がない場合は、設備基準 上両方のサービスに規定があるもの(指定訪 問介護事業所の場合は事務室)は共用が可能 である。また、玄関、廊下、階段、送迎車両 など、基準は規定がないが、設置されるもの についても、利用者へのサービス提供に支障 がない場合は、共用が可能である。

なお、設備を共用する場合、居宅条例第百 九条第二項において、指定通所介護事業者 は、事業所において感染症が発生し、又はま ん延しないように必要な措置を講じるよう 努めなければならないと定められていると ころであるが、衛生管理等に一層努めるこ と。

(5) 指定通所介護事業所の設備を利用し、夜間 及び深夜に指定通所介護以外のサービスを 提供する場合

指定通所介護の提供以外の目的で、指定通 所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜 に指定通所介護以外のサービス(以下「宿泊 サービス」という。)を提供する場合には、 当該サービスの内容を当該サービスの提供 開始前に知事に届け出る必要があり、当該サービスの届出内容及び届出様式等について は、別に定める。また、指定通所介護事業者 は宿泊サービスの届出内容に係る介護サー ビス情報を都に報告し、都は情報公表制度を 活用し宿泊サービスの内容を公表すること とする。

指定通所介護事業者は届け出た宿泊サービスの内容に変更がある場合は、変更の事由が生じてから十日以内に知事に届け出るよう努めることとする。また、宿泊サービスを休止又は廃止する場合は、その休止又は廃止の日の一月前までに知事に届け出るよう努めることとする。

5 指定通所介護事業者が第九十九条第二項に規定する第一号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合については、区市町村の定める当該第一号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第一項から第三項までに規定する基準を満たすものとみなす。

第四節 運営に関する基準

(運営規程)

- 第百二条 指定通所介護事業者は、各指定通所介護 事業所において、次に掲げる事業の運営について の重要事項に関する規程(以下この章(第五節を 除く。)において「運営規程」という。)を定めな ければならない。
 - 一 事業の目的及び運営の方針
 - 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - 三 営業日及び営業時間
 - 四 指定通所介護の利用定員(当該指定通所介護 事業所において同時に指定通所介護の提供を 受けることができる利用者の数の上限をいう。 以下この節において同じ。)
 - 五 指定通所介護の内容及び利用料その他の費 用の額
 - 六 通常の事業の実施地域(当該指定通所介護事業所が通常時に指定通所介護を提供する地域をいう。)
 - 七 指定通所介護の利用に当たっての留意事項
 - 八 緊急時等における対応方法
 - 九 非常災害対策
 - 十 虐待の防止のための措置に関する事項
 - 十一 その他運営に関する重要事項

3 運営に関する基準

(1) 運営規程

居宅条例第百二条は、指定通所介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定通所介護の提供を確保するため、同条第一号から第十一号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定通所介護事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

① 営業日及び営業時間(第三号)

指定通所介護の営業日及び営業時間並 びに当該事業所のサービス提供時間帯を 記載すること。

なお、八時間以上九時間未満の通所介護 の前後に連続して延長サービスを行う指 定通所介護事業所にあっては、サービス提 供時間とは別に当該延長サービスを行う 時間を運営規程に明記すること(居宅条例 第百三十九条第三号についても同趣旨)。

例えば、提供時間帯(九時間)の前に連続して一時間、後に連続して二時間、合計三時間の延長サービスを行う指定通所介護事業所にあっては、当該指定通所介護事業所の営業時間は一二時間であるが、運営規程には、提供時間帯九時間、延長サービスを行う時間三時間とそれぞれ記載するものとすること(居宅条例第百三十九条第三号の「営業日及び営業時間」についても同趣旨)。

② 指定通所介護の利用定員(第四号)

利用定員とは、当該指定通所介護事業所 において同時に指定通所介護の提供を受 けることができる利用者の数 (実人員数) の上限をいうものであること (居宅条例第 百三十九条第四号の「指定通所リハビリテ ーションの利用定員」についても同趣旨)。

③ 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額(第五号)

「指定通所介護の内容」については、入 浴、食事の有無等のサービスの内容を指す ものであること(居宅条例第百三十九条第 五号の「指定通所リハビリテーションの内 容」についても同趣旨)。

④ サービス利用に当たっての留意事項(第 七号)

利用者が指定通所介護の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項(機能訓練室を利用する際の注意事項等)を指すものであること(居宅条例第百三十九条第七

(勤務体制の確保等)

- 第百三条 指定通所介護事業者は、利用者に対し、 適切な指定通所介護を提供することができるよ う各指定通所介護事業所において、従業者の勤務 体制を定めなければならない。
- 2 指定通所介護事業者は、各指定通所介護事業所 において、当該指定通所介護事業所の従業者によって指定通所介護を提供しなければならない。た だし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない指定 通所介護については、この限りでない。
- 3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質 向上のための研修の機会を確保しなければなら ない。この場合において、当該指定通所介護事業 者は、全ての通所介護従業者(看護職員、介護福 祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、法第 八条第二項に規定する政令で定める者その他こ れらに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係 る基礎的な研修を受講させるために必要な措置 を講じなければならない。
- 4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の 提供を確保する観点から、職場において行われる 優越的な関係を背景とした言動であって業務上 必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言 動により通所介護従業者の就業環境が害される ことを防止するための方針の明確化等の必要な 措置を講じなければならない。

(利用料等の受領)

- 第百四条 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定通所介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービス に該当しない指定通所介護を提供した際に利用 者から支払を受ける利用料の額と指定通所介護 に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不 合理な差額が生じないようにしなければならな い。
- 3 指定通所介護事業者は、前二項に定める場合に

(利用料等の内容)

第十九条 条例第百四条第三項に規定する規則で

号についても同趣旨)。

⑤ 非常災害対策 (第九号)

(7)の非常災害に関する具体的計画を指すものであること(居宅条例第百三十九条 第八号、第百五十一条第八号、第百九十一 条第六号及び第二百二十一条第八号についても同趣旨)。

(2) 勤務体制の確保等

居宅条例第百三条は、利用者に対する適切 な指定通所介護の提供を確保するため、職員 の勤務体制等について規定したものである が、このほか次の点に留意するものとする。

- ① 指定通所介護事業所ごとに、原則として 月ごとの勤務表を作成し、通所介護従業者 の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、生 活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓 練指導員の配置、各職種との兼務関係等を 明確にすること。
- ② 同条第二項は、原則として、当該指定通 所介護事業所の従業者たる通所介護従業 者によって指定通所介護を提供しなけれ ばならない。ただし、調理、洗濯等の利用 者の処遇に直接影響を及ぼさない業務そ の他別に定めのある場合に限り、第三者へ の委託等を行うことを認めるものである こと。
- ③ 同条第三項の規定は、指定訪問入浴介護 に係る居宅条例第五十二条の二第三項と 基本的に同趣旨であるため、第三の二の3 の(3)③を参照されたいこと。
- ④ 同条第四項の規定は、指定訪問介護に係る居宅条例第十一条第四項の規定と基本的に同趣旨であるため、第三の一の3の(6)④を参照されたいこと。
- (3) 利用料等の受領
 - ① 居宅条例第百四条第一項、第二項及び第四項の規定は、指定訪問介護に係る第二十四条第一項、第二項及び第四項の規定と同趣旨であるため、第三の一の3の(17)の①、②及び④を参照されたい。

② 居宅条例第百四条第三項は、指定通所介

おいて利用者から支払を受ける額のほか規則で 定める費用の額の支払を利用者から受けること ができる。

- 4 指定通所介護事業者は、前項に規定する費用の 額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじ め、利用者又はその家族に対し、当該サービスの 内容及び費用について説明を行い、当該利用者の 同意を得なければならない。
- 定める費用の額は、次に掲げるとおりとし、第三 号に定める費用の額については、厚生労働大臣が 定めるところによるものとする。
- 条例第百二条第六号に規定する通常の事業 の実施地域以外の地域に居住する利用者の選 定により当該利用者に対して行う送迎に要す る費用
- 二 指定通所介護に通常要する時間を超える指 定通所介護であって利用者の選定に係るもの の提供に伴い必要となる費用の範囲内におい て、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービ ス費用基準額を超える費用
- 三 食事の提供に要する費用
- 四 おむつ代
- 五 前各号に掲げるもののほか、指定通所介護として提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、かつ、当該利用者に負担させることが適当と認められるもの

(指定通所介護の基本取扱方針)

- 第百五条 指定通所介護は、利用者の要介護状態の 軽減又は悪化の防止に資するよう、目標を設定 し、計画的に行われなければならない。
- 2 指定通所介護事業者は、提供する指定通所介護 の質の評価を行い、常に改善を図らなければなら ない。

(指定通所介護の具体的取扱方針)

- 第百六条 指定通所介護の具体的な取扱いは、第九 十八条に規定する基本方針及び前条に規定する 基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによら なければならない。
 - 一 次条第一項に規定する通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及び当該利用者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。
 - 二 通所介護従業者は、利用者又はその家族に対し、指定通所介護の提供方法等について、説明を行うこと。
 - 三 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定通所介護の提供を行うこと。

- 護事業者は、指定通所介護の提供に関して、居宅規則第十九条で定める、
- イ 利用者の選定により通常の事業の実 施地域以外の地域に居住する利用者に 対して行う送迎に要する費用
- ロ 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用
- ハ 食事の提供に要する費用
- ニおむつ代
- ホ 前各号に掲げるもののほか、指定通所 介護の提供において提供される便宜の うち、日常生活においても通常必要とな るものに係る費用であって、その利用者 に負担させることが適当と認められる もの

については、前二項の利用料のほかに利用者から支払を受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。なお、ハの費用については、厚生労働省告示(居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成十七年厚生労働省告示第四百十九号。以下「指針」という。))の定めるところによるものとし、ホの費用の具体的な範囲については、厚生省通知「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成十二年老企第五十四号)」に定めるところによるものとする。

(4) 指定通所介護の基本取扱方針及び具体的 取扱方針

指定通所介護の基本取扱方針及び具体的 取扱方針については、居宅条例第百五条及び 第百六条の定めるところによるほか、次の点 に留意するものとする。

- ① 提供された介護サービスについては、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うとともに、必要に応じて通所介護計画の修正を行うなど、その改善を図らなければならないものであること。
- ② 指定通所介護は、個々の利用者に応じて 作成された通所介護計画に基づいて行わ れるものであるが、グループごとにサービ ス提供が行われることを妨げるものでは ないこと。
- ③ 居宅条例第百六条第二号で定める「指定 通所介護の提供方法等」とは、通所介護計 画の目標及び内容や利用日の行事及び日 課等も含むものであること。
- ④ 認知症の状態にある要介護者で、他の要
- *本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準条例を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

四 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつ つ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必 要な指定通所介護を利用者の希望に沿って適 切に提供すること。この場合において、特に認 知症である要介護者に対しては、必要に応じ、 その特性に対応した指定通所介護の提供がで きる体制を整えること。

(通所介護計画の作成)

- 第百七条 管理者は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的な指定通所介護の内容等を記載した通所介護計画(以下この条において「通所介護計画」という。)を作成しなければならない。この場合において、既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 2 管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、 当該通所介護計画の内容について利用者又はそ の家族に対して説明し、当該利用者の同意を得な ければならない。
- 3 管理者は、通所介護計画を作成した際には、当 該通所介護計画を利用者に交付しなければなら ない。
- 4 通所介護従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従った指定通所介護の実施状況及び目標の達成状況の記録を行わなければならない。

- 介護者と同じグループとして、指定通所介 護を提供することが困難な場合には、必要 に応じグループを分けて対応すること。
- ⑤ 指定通所介護は、事業所内でサービスを 提供することが原則であるが、次に掲げる 条件を満たす場合においては、事業所の屋 外でサービスを提供することができるも のであること。
 - イ あらかじめ通所介護計画に位置付けられていること。
 - ロ 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。
- (5) 通所介護計画の作成
 - ① 居宅条例第百七条で定める通所介護計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましい。
 - ② 通所介護計画は、サービスの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成するものである。

通所介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、通所介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし(アセスメント)、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的な内容及びその所要時間、日課(プログラム)等を明らかにするものとする。

③ 通所介護計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。

なお、通所介護計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該通所介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。

④ 通所介護計画は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

なお、交付した通所介護計画は、居宅条 例第百十一条第二項の規定に基づき、二年 間保存しなければならない。

⑤ 通所介護計画に従った指定通所介護の 実施状況及び目標の達成状況については、 それぞれの利用者について記録を行わな ければならないが、管理者は、当該通所介 護計画の実施状況等の把握・評価を行い、 (定員の遵守)

第百八条 指定通所介護事業者は、利用定員を超え て指定通所介護の提供を行ってはならない。ただ し、災害その他のやむを得ない事情がある場合 は、この限りでない。

(衛生管理等)

第百九条 指定通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所に おいて感染症が発生し、又はまん延しないよう に、規則で定める措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第十九条の二 条例第百九条第二項に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

一 感染症の予防及びまん延の防止に係る対策 を検討するための感染症対策委員会その他の 委員会をおおむね六月に一回以上開催すると ともに、その結果について、通所介護従業者に 十分に周知すること。

- 必要に応じて当該通所介護計画の変更を 行わなければならない。
- ⑥ 通所介護計画の目標及び内容等については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。
- ⑦ 居宅サービス計画に基づきサービスを 提供している指定通所介護事業者につい ては、第三の一の3の(20)の⑥を準用す る。この場合において、「訪問介護計画」 とあるのは「通所介護計画」と読み替える。

(6) 衛生管理等

- ① 居宅条例第百九条は、指定通所介護事業 所の必要最低限の衛生管理等について規 定したものであるが、このほか、次の点に 留意するものとする。
 - イ 指定通所介護事業者は、食中毒及び感 染症の発生を防止するための措置等に ついて、必要に応じて保健所の助言、指 導を求めるとともに、常に密接な連携を 保つこと。
 - ロ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性 大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等 については、その発生及びまん延を防止 するための措置について、別途通知等が 発出されているので、これに基づき、適 切な措置を講じること。
- ハ 空調設備等により施設内の適温の確 保に努めること。
- ② 同条第二項に規定する感染症が発生し、 又はまん延しないように講ずるべき措置 については、具体的には次のイからハまで の取扱いとすること。各事項について、同 項に基づき事業所に実施が求められるも のであるが、他のサービス事業者との連携 等により行うことも差し支えない。なお、 当該義務付けの適用に当たっては、令和三 年改正条例附則第四項において、三年間の 経過措置を設けており、令和六年三月三十 一日までの間は、努力義務とされている。 イ 感染症の予防及びまん延の防止のた めの対策を検討する委員会

当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、

二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

- 三 通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。
- 2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

おおむね六月に一回以上、定期的に開催 するとともに、感染症が流行する時期等 を勘案して必要に応じ随時開催する必 要がある。

感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。 また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

ロ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針

当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。

平常時の対策としては、事業所内の衛生管理(環境の整備等)、ケアにかかる感染対策(手洗い、標準的な予防策)等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。

なお、それぞれの項目の記載内容の例 については、「介護現場における感染対 策の手引き」を参照されたい。

ハ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練

通所介護従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。

職員教育を組織的に浸透させていく ためには、当該事業所が定期的な教育 (年一回以上)を開催するとともに、新 規採用時には感染対策研修を実施する ことが望ましい。また、研修の実施内容 についても記録することが必要である。

なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。

(非常災害対策)

第百十条 指定通所介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を策定し、また、非常災害時の関係機関への通報及び連携の体制を整備し、定期的に、これらを従業者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の 実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう 地域住民等との連携に努めなければならない。

(地域との連携等)

第百十条の二 指定通所介護事業者は、指定通所介護の事業の運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流を図らなければならない。

また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年一回以上)に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。

訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

(7) 非常災害対策

- ① 居宅条例第百十条は、指定通所介護事業 者は、非常災害に際して必要な具体的計画 の策定、関係機関への通報及び連携体制の 整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万 全を期さなければならないこととしたも のである。関係機関への通報及び連携体制 の整備とは、火災等の災害時に、地域の消 防機関へ速やかに通報する体制をとるよ う従業員に周知徹底するとともに、日頃か ら消防団や地域住民との連携を図り、火災 等の際に消火・避難等に協力してもらえる ような体制作りを求めることとしたもの である。なお「非常災害に関する具体的計 画」とは、消防法施行規則第三条に規定す る消防計画(これに準ずる計画を含む。)及 び風水害、地震等の災害に対処するための 計画をいう。この場合、消防計画の策定及 びこれに基づく消防業務の実施は、消防法 第八条の規定により防火管理者を置くこ ととされている指定通所介護事業所にあ ってはその者に行わせるものとする。ま た、防火管理者を置かなくてもよいことと されている指定通所介護事業所において も、防火管理について責任者を定め、その 者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業 務を行わせるものとする。
- ② 同条第二項は、指定通所介護事業者が前項に規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとすること。

(8) 地域との連携等

① 居宅条例第百十条の二第一項は、指定通 所介護の事業が地域に開かれた事業とし て行われるよう、指定通所介護事業者は、 地域の住民やボランティア団体等との連 携及び協力を行う等の地域との交流に努

- 2 指定通所介護事業者は、区市町村が実施する社 会福祉に関する事業に協力するよう努めなけれ ばならない。
- 3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の 所在する建物と同一の建物に居住する利用者に 対して指定通所介護を提供する場合には、当該建 物に居住する利用者以外の者に対しても指定通 所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第百十条の三 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通 所介護の提供により賠償すべき事故が発生した 場合は、速やかに損害賠償を行わなければならな い。
- 3 指定通所介護事業者は、第百一条第四項の指定 通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第一項の規定に準じた必要な措置 を講じなければならない。

(記録の整備)

第百十一条 指定通所介護事業者は、従業者、設備、 備品及び会計に関する記録を整備しなければな らない めなければならないこととしたものである。

- ② 同条第二項は、居宅条例第三条第二項の 趣旨に基づき、介護サービス相談員を派遣 する事業を積極的に受け入れる等、市町村 との密接な連携に努めることを規定した ものである。なお、「市町村が実施する事 業」には、介護サービス相談員派遣事業の ほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会そ の他の非営利団体や住民の協力を得て行 う事業が含まれるものである。
- ③ 同条第三項の規定は、指定訪問介護に係る居宅条例第三十八条第二項と基本的に同趣旨であるため、第三の一の3の(29) ②を参照されたい。

(9) 事故発生時の対応

居宅条例第百十条の三は、利用者が安心して指定通所介護の提供を受けられるよう、事故発生時の速やかな対応を規定したものである。指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととするとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこととしたものである。

また、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならないこととしたものである。

なお、居宅条例第百十一条第二項の規定に 基づき、事故の状況及び事故に際して採った 処置についての記録は、二年間保存しなけれ ばならない。

このほか、以下の点に留意するものとする。

- ① 利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定通所介護事業者が定めておくことが望ましいこと。
- ② 指定通所介護事業者は、賠償すべき事態 において速やかに賠償を行うため、損害賠 償保険に加入しておくか、又は賠償資力を 有することが望ましいこと。
- ③ 指定通所介護事業者は、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。

なお、夜間及び深夜に指定通所介護以外の サービスの提供により事故が発生した場合 は、以上を踏まえた同様の対応を行うことと する。

(10) 記録の整備

- 2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通 所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、 当該利用者の契約終了の日から二年間保存しな ければならない。
 - 一 通所介護計画
 - 二 次条において準用する第二十三条第二項に 規定する提供したサービスの具体的な内容等 の記録
 - 三 次条において準用する第三十条に規定する 区市町村への通知に係る記録
 - 四 次条において準用する第三十七条第二項に 規定する苦情の内容等の記録
 - 五 前条第一項に規定する事故の状況及び処置 についての記録

(準用)

第百十二条 第十一条の二から第二十一条まで、第 二十三条、第二十五条、第三十条、第三十一条、 第三十三条から第三十五条まで、第三十六条、第 三十七条、第三十九条の二、第四十条及び第五十 一条の規定は、指定通所介護の事業について準用 する。この場合において、第十一条の二第二項、 第十二条第一項、第三十一条及び第三十三条第一 項中「訪問介護員等」とあるのは、「通所介護従業 者」と読み替えるものとする。

第五節 共生型通所介護に関する基準 (共生型通所介護の基準)

第百十三条 通所介護に係る共生型居宅サービス (次条において「共生型通所介護」という。) の事 業を行う指定生活介護事業者(指定障害福祉サー ビス等基準条例第七十八条に規定する指定生活 介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練) 事業者(指定障害福祉サービス等基準条例第百四 十一条第一項に規定する指定自立訓練(機能訓 練)事業者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練) 事業者(指定障害福祉サービス等基準条例第百五 十一条に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業 者をいう。)、指定児童発達支援事業者(東京都指 定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営 の基準に関する条例(平成二十四年東京都条例第 百三十九号。以下この条において「指定通所支援 基準条例」という。)第五条第一項に規定する指定 児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障 害児(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四 号)第七条第二項に規定する重症心身障害児をい う。以下この条において同じ。) を通わせる事業所 において指定児童発達支援(指定通所支援基準条 例第四条に規定する指定児童発達支援をいう。) を提供する事業者を除く。)及び指定放課後等デ イサービス事業者(指定通所支援基準条例第七十 一条第一項に規定する指定放課後等デイサービ ス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わ せる事業所において指定放課後等デイサービス (指定通所支援基準条例第七十条に規定する指 定放課後等デイサービスをいう。) を提供する事 業者を除く。) は、当該事業に関して規則で定める

(準用)

第二十条 第四条及び第四条の三の規定は、指定通 所介護の事業について準用する。この場合におい て、第四条の三第一項中「訪問介護員等」とある のは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の配置の基準)

- 第二十一条 条例第百十三条に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス 等基準条例第七十八条第一項に規定する指定 生活介護事業所をいう。)、指定自立訓練(機能 訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準条 例第百四十一条第一項に規定する指定自立訓 練(機能訓練)事業所をいう。)、指定自立訓練 (生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス等 基準条例第百五十一条に規定する指定自立訓 練(生活訓練)事業所をいう。)、指定児童発達 支援事業所(東京都指定障害児通所支援の事業 等の人員、設備及び運営の基準に関する条例 (平成二十四年東京都条例第百三十九号。以下 「指定通所支援基準条例」という。) 第五条第一 項に規定する指定児童発達支援事業所をい う。) 又は指定放課後等デイサービス事業所(指 定通所支援基準条例第七十一条第一項に規定 する指定放課後等デイサービス事業所をい う。)(以下この号において「指定生活介護事業 所等」という。)の従業者の員数が、当該指定生 活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定 障害福祉サービス等基準条例第七十七条に規 定する指定生活介護をいう。)、指定自立訓練 (機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準条 例第百四十条に規定する指定自立訓練(機能訓 練)をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)(指定 障害福祉サービス等基準条例第百五十条に規 定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指

居宅条例第百十一条第二項は、指定通所介護事業者が同項各号に規定する記録を整備し、二年間保存しなければならないこととしたものである。

なお、「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了(契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等)により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。

(11) 準用

居宅条例第百十二条の規定により、居宅条例第十一条の二から第二十一条まで、第二十三条、第二十五条、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十五条まで、第三十六条、第三十七条、第三十九条の二、第四十条及び第五十一条の規定は、指定通所介護の事業について準用されるものであるため、第三の一の3の(7)から(14)まで、(16)、(18)、(21)、(22)、(24)、(25)、(27)、(28)、(31)及び(32)並びに第三の二の3の(1)を参照されたい。

4 共生型通所介護に関する基準

共生型通所介護は、指定障害福祉サービス等 基準条例第七十八条に規定する指定生活介護 事業者、指定障害福祉サービス等基準条例第百 四十一条に規定する自立訓練(機能訓練)事業 者、指定障害福祉サービス等基準条例第百五十 一条に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業 者、東京都指定障害児通所支援の事業等の人 員、設備及び運営の基準に関する条例(平成二 十四年東京都条例第百三十九号。以下「指定通 所支援基準条例」という。) 第五条第一項に規定 する指定児童発達支援事業者又は指定通所支 援基準条例第七十一条第一項に規定する指定 放課後等デイサービス事業者が、要介護者に対 して提供する指定通所介護をいうものであり、 共生型通所介護事業所が満たすべき基準は、次 のとおりであること。

- (1) 従業者の員数及び管理者(居宅条例第百十 三条、居宅条例第百十四条)
 - 従業者

指定障害福祉サービス等基準条例第七十八条に規定する指定生活介護事業所、指定障害福祉サービス等基準条例第百四十一条に規定する自立訓練(機能訓練)事業所、指定障害福祉サービス等基準条例第百五十一条に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定通所支援基準条例第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所又は指定通所支援基準条例第七十一条第一項に規定する指定放課後等デイサー

基準を満たさなければならない。

定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。)の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること

二 共生型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第百十四条 第十一条の二から第二十一条まで、第 二十三条、第二十五条、第三十条、第三十一条、 第三十三条から第三十五条まで、第三十六条、第 三十七条、第三十九条の二、第四十条、第五十一 条、第九十八条、第百条及び第百一条第四項並び に前節(第百十二条を除く。)の規定は、共生型通 所介護の事業について準用する。この場合におい て、第十一条の二第二項中「訪問介護員等」とあ るのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者 (以下「共生型通所介護従業者」という。)」と、 第十二条第一項中「運営規程」とあるのは「運営 規程(第百十四条において準用する第百二条に規 定する運営規程をいう。第百十四条において準用 する第三十三条第一項において同じ。)」と、「訪問 介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」 と、第三十一条及び第三十三条第一項中「訪問介 護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、 第百一条第四項中「前項ただし書の場合(指定通 所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜

(準用)

第二十二条 第四条、第四条の三及び第十九条の二の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第四条の三第一項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第十九条の二第一項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

ビス事業所(以下この4において「指定生活介護事業所等」という。)の従業者の員数が、共生型通所介護を受ける利用者(要介護者)の数を含めて当該指定生活介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

この場合において、指定生活介護事業所 の従業者については、前年度の利用者の平 均障害支援区分に基づき、必要数を配置す ることになっているが、その算出に当たっ ては、共生型通所介護を受ける利用者(要 介護者)は障害支援区分5とみなして計算 すること。

② 管理者

指定通所介護の場合と同趣旨であるため、第三の六の1の(4)を参照されたい。なお、共生型通所介護事業所の管理者と指定生活介護事業所等の管理者を兼務することは差し支えないこと。

(2) 設備に関する基準

指定生活介護事業所等として満たすべき 設備基準を満たしていれば足りるものであ ること。ただし、指定児童発達支援事業所又 は指定放課後等デイサービス事業所の場合 は、必要な設備等について要介護者が使用す る者に適したものとするよう配慮すること。

なお、当該設備については、共生型サービスは要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、要介護者、障害者又は障害児がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは、不要であること。

- (3) 指定通所介護事業所その他の関係施設から、指定生活介護事業所等が要介護高齢者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。(居宅規則第二十一条第二号)
- (4) 運営等に関する基準(居宅条例第百十四 条)

居宅条例第百十四条の規定により、居宅条例 第十一条の二から第二十一条まで、第二十三条、第二十五条、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十五条まで、第三十六条、第三十七条、第三十九条の二、第四十条、第五十一条、第九十八条、第百条及び第百一条第四項並びに前節(第百十二条を除く。)の規定は、共生型通所介護の事業について準用されるものであるため、第三の一の3の(7)から(14)まで、(16)、(18)、(21)、(22)、(24)、(25)、(27)、(28)、(31)及び(32)、第三の二の3の(1)並びに第三の六の2の(5)及び3の(1)から(10)までを参照されたいこと。

この場合において、準用される居宅条例第 百二条第四号及び第百八条の規定について、 指定共生型通所介護の利用定員は、共生型通 所介護の指定を受ける指定生活介護事業所 等において同時にサービス提供を受けるこ

間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提 供する場合に限る。)」とあるのは「共生型通所介 護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用 し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービ スを提供する場合」と、第百三条第三項及び第四 項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所 介護従業者」と、第百六条中「第九十八条」とあ るのは「第百十四条において準用する第九十八 条」と、「前条」とあるのは「第百十四条において 準用する前条」と、同条第一号中「次条第一項」 とあるのは「第百十四条において準用する次条第 一項」と、同条第二号及び第百七条第四項中「通 所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業 者」と、第百十一条第二項第二号中「次条におい て準用する第二十三条第二項」とあるのは「第二 十三条第二項」と、同項第三号中「次条において 準用する第三十条」とあるのは「第三十条」と、 同項第四号中「次条において準用する第三十七条 第二項」とあるのは「第三十七条第二項」と読み 替えるものとする。

第二十三条及び第二十四条 削除

第百十五条から第百三十条まで 削除

第六節 基準該当通所介護に関する基準 (従業者の配置の基準)

第百三十一条 基準該当居宅サービスに該当する 通所介護又はこれに相当するサービス(以下「基 準該当通所介護」という。)の事業を行う者(以下 「基準該当通所介護事業者」という。)は、当該事 業を行う事業所(以下「基準該当通所介護事業所」 という。)ごとに次に掲げる従業者(以下この節に おいて「通所介護従業者」という。)を規則で定め る基準により置かなければならない。

一 生活相談員

(基準該当通所介護に係る従業者の配置の基準)

第二十五条 条例第百三十一条第一項に規定する 規則で定める基準は、次の各号に掲げる通所介護 従業者(同項に規定する通所介護従業者をいう。) の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- 一 生活相談員 基準該当通所介護の提供日ご とに、当該基準該当通所介護を提供している時 間帯に生活相談員(専ら当該基準該当通所介護 の提供に当たる者に限る。)が勤務している時 間数の合計を当該基準該当通所介護を提供し ている時間帯の時間数で除して得た数が一以 上となるために必要な数
- 二 看護職員 基準該当通所介護の単位(基準該

とができる利用者数の上限をいうものであること。つまり、介護給付の対象となる利用者(要介護者)と障害給付の対象となる利用者(障害者)との合算で、利用定員を定めること。例えば、定員二十人という場合、要介護者と障害者とを合わせて二十人という意味であり、利用日によって、要介護者が十人、障害者が十人であっても、要介護者が五人、障害者が十五人であっても、差し支えないこと。

- (5) その他の共生型サービスについて 訪問介護と同様であるので、第三の一の4 の(5)を参照されたいこと。
- (6) その他の留意事項

多様な利用者に対して、一体的にサービス を提供する取組は、多様な利用者がともに活動することで、リハビリや自立・自己実現に 良い効果を生むといった面があることを踏まえ、共生型サービスは、要介護者、障害者 及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定している。

このため、同じ場所において、サービスを 時間によって要介護者、障害者及び障害児に 分けて提供する場合(例えば、午前中に要介 護者に対して通所介護、午後の放課後の時間 に障害児に対して放課後等デイサービスを 提供する場合)は、共生型サービスとしては 認められないものである。

- 5 基準該当通所介護に関する基準
- (1) 従業者の員数及び管理者(居宅条例第百三 十一条及び第百三十二条)

常勤の従業者を置く必要がない点及び管理者が常勤である必要がない点を除けば、指定通所介護の基準と同様であり、第三の六の1を参照されたい。

二 看護職員

三 介護職員

四 機能訓練指導員

2 基準該当通所介護の事業と法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業(旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして区市町村が定めるものに限る。)とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、区市町村の定める当該第一号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

(管理者)

- 第百三十二条 基準該当通所介護事業者は、各基準該当通所介護事業所において基準該当通所介護事業所を管理する者(以下この条において「管理者」という。)を置かなければならない。
- 2 管理者は、専ら当該基準該当通所介護事業所の 管理に係る職務に従事する者でなければならな

当通所介護であってその提供が同時に一人又は複数の利用者(当該基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業と法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業(旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして区市町村が定めるものに限る。)とを同一の事業所において一体的に運営する場合は、当該事業所における基準該当通所介護又は当該第一号通所事業の利用者をいう。以下この条及び次条において同じ。)に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。)ごとに、専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる看護職員が一以上となるために必要な数

- 三 介護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、 当該基準該当通所介護を提供している時間帯 に介護職員(専ら当該基準該当通所介護の提供 に当たる者に限る。)が勤務している時間数の 合計を当該基準該当通所介護を提供している 時間数で除して得た数が、利用者の数が十五人 までの場合にあっては一以上、十五人を超える 場合にあっては一に十五人を超える部分の数 を五で除して得た数を加えた数以上となるた めに必要な数
- 四 機能訓練指導員 一人以上
- 2 基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護 の単位ごとに、前項第三号の介護職員を、常時一 人以上当該基準該当通所介護に従事させなけれ ばならない。
- 3 第一項の規定にかかわらず、基準該当通所介護 の単位の介護職員は、利用者の処遇に支障がない 場合は、他の基準該当通所介護の単位の介護職員 として従事することができる。
- 4 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を 営むのに必要な機能の減退を防止するための訓 練を行う能力を有する者とする。
- 5 第一項第四号の機能訓練指導員は、当該基準該 当通所介護事業所の他の職務に従事することが できる。

い。ただし、当該基準該当通所介護事業所の管理 上支障がない場合は、当該基準該当通所介護事業 所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他 の事業所、施設等の職務に従事することができ る。

(設備及び備品等)

- 第百三十三条 基準該当通所介護事業所は、食事、機能訓練、静養、生活相談及び事務を行うための場所をそれぞれ確保するとともに、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに基準該当通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。
- 2 前項に規定する設備は、規則で定める基準を満たさなければならない。

- 3 第一項に規定する設備は、専ら当該基準該当通 所介護の事業の用に供するものでなければなら ない。ただし、利用者に対する基準該当通所介護 の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 基準該当通所介護の事業と第百三十一条第二項に規定する第一号通所事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、区市町村の定める当該第一号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たすものとみなす。

(準用)

第百三十四条 第十一条の二から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十五条、第三十条、第三十一条、第三十五条まで、第三十六条、第三十七条(第四項を除く。)、第三十九条の二、第四十条、第五十一条及び第九十八条並びに第四節(第百四条第一項及び第百十二条を除く。)の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第十一条の二第二項及び第十二条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第二十三条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十五条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「内容」と、第二十五条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるの

(基準該当通所介護に係る設備の基準)

- 第二十六条 条例第百三十三条第二項に規定する 規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区 分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
 - 一 食事及び機能訓練を行う場所 それぞれ必要な広さを有するものとし、合計した面積は、三平方メートルに基準該当通所介護事業所の利用定員(当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供及び機能訓練を行う場合において、当該食事の提供及び機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
 - 二 生活相談を行う場所 遮へい物の設置等に より相談の内容が漏えいしないよう配慮され ていること。

(進用)

第二十七条 第四条、第四条の三、第十九条及び第十九条の二及び第十九条の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第四条の三第一項中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第十九条第一号中「条例第百二条第六号に規定する通常の事業の実施地域」とあるのは「当該基準該当通所介護事業所が通常時に基準該当通所介護を提供する地域」と読み替えるものとする。

(2) 設備に関する基準(居宅条例第百三十三 条)

指定通所介護の場合と異なり、機能訓練や食事のためのスペースが確保されればよく、そのスペースが「機能訓練室」「食堂」といえるものである必要はないが、この点を除けば、指定通所介護の基準と同様であり、第三の六の2を参照されたい。

(3) 運営に関する基準

居宅条例第百三十四条の規定により、居宅条例第十一条の二から第十八条まで、第二十条、第二十五条、第二十五条、第三十条、第三十条、第三十十条、第三十十条。第三十六条、第三十七条(第四項を除く。)、第三十九条の二、第四十条、第五十一条及び第九十八条並びに第四節(第百四条第一項及び第百十二条を除く。)の規定は、基準該当通所介護の事業について準用されるものであるため、第三の一の3の(7)から(12)まで、(14)、(16)、(18)、(21)、(22)、(24)、(25)、(27)、(28)、(31)及び(32)、第三の二の3の(1)並びに第三の六の3の(1)から(10)までを参照されたいこと。この場合において、準用される居宅条例第百四条第二

は「基準該当通所介護」と、第三十一条及び第三 十三条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「通 所介護従業者」と、第百四条第二項中「法定代理 受領サービスに該当しない指定通所介護」とある のは「基準該当通所介護」と、同条第三項中「前 二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとす る。

第十四章 雜則

(電磁的記録等)

第二百七十六条 指定居宅サービス事業者及び指 定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存 その他これらに類するもののうち、この条例にお いて書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、 副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって 認識することができる情報が記載された紙その 他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で 行うことが規定されている又は想定されるもの (第十五条第一項(第四十一条の三、第四十六条、 第五十八条、第六十二条、第七十八条、第八十八 条、第九十七条、第百十二条、第百十四条、第百 三十四条、第百四十五条、第百六十七条(第百八 十条において準用する場合を含む。)、第百八十条 の三、第百八十七条、第二百三条(第二百十五条 において準用する場合を含む。)、第二百三十六 条、第二百四十七条、第二百六十二条、第二百六 十四条及び第二百七十五条において準用する場 合を含む。)、第二百二十四条第一項(第二百四十 七条において準用する場合を含む。)及び次項に 規定するものを除く。)については、書面に代え て、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁 気的方式その他人の知覚によっては認識するこ とができない方式で作られる記録であって、電子 計算機による情報処理の用に供されるものをい う。) により行うことができる。

2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービ

項の規定は、基準該当通所介護事業者が利用 者から受領する利用料について、当該サービ スが結果的に保険給付の対象となる場合も ならない場合も、特例居宅介護サービス費又 は特例居宅支援サービス費を算定するため の基準となる費用の額(一○○分の九○、一 ○○分の八○又は一○○分の七○を乗ずる 前の額)との間に不合理な差額が生じること を禁ずることにより、結果的に保険給付の対 象となるサービスの利用料と、保険給付の対 象とならないサービスの利用料との間に、一 方の管理経費の他方への転嫁等による不合 理な差額を設けることを禁止する趣旨であ る。なお、当該事業所による通所介護が複数 の区市町村において基準該当通所介護と認 められる場合には、利用者の住所地によって 利用料が異なることは認められないもので ある。

第五 雑則

1 電磁的記録について

居宅条例第二百七十六条第一項及び予防条例第二百六十六条第一項は、指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者等(以下「事業者等」という。)の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この条例で規定する書面(被保険者証に関するものを除く。)の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものである。

- (1) 電磁的記録による作成は、事業者等の使用 に係る電子計算機に備えられたファイルに 記録する方法または磁気ディスク等をもっ て調製する方法によること。
- (2) 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。
 - ① 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法
 - ② 書面に記載されている事項をスキャナ 等により読み取ってできた電磁的記録を 事業者等の使用に係る電子計算機に備え られたファイル又は磁気ディスク等をも って調製するファイルにより保存する方 法
- (3) その他、居宅条例第二百七十六条第一項及び予防条例第二百六十六条第一項において 電磁的記録により行うことができるとされているものは、(1)及び(2)に準じた方法によること。
- (4) また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。
- 2 電磁的方法について

スの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、 締結その他これらに類するもの(以下「交付等」 という。)のうち、この条例において書面で行うこ とが規定されている又は想定されるものについ ては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に 代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法そ の他人の知覚によって認識することができない 方法をいう。)によることができる。

(委任)

第二百七十七条 この条例に定めるもののほか、こ の条例の施行について必要な事項は、規則で定め る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成十二年四月一日前から存する老人短期入 所事業(介護保険法施行法(平成九年法律第百二 十四号)第二十条による改正前の老人福祉法(以 下この項において「旧老人福祉法」という。)第五 附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成十二年四月一日前から存する老人短期入 所事業(介護保険法施行法(平成九年法律第百二 十四号)第二十条の規定による改正前の老人福祉 法(以下この項において「旧老人福祉法」という。) 居宅条例第二百七十六条第二項及び予防条例第二百六十六条第二項は、利用者及びその家族等(以下「利用者等」という。)の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等(交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。)について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものである。

- (1) 電磁的方法による交付は、居宅条例第十二 条第二項から第四項まで及び予防条例第五 十二条の三第二項から第四項までの規定に 準じた方法によること。
- (2) 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A(令和二年六月十九日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。
- (3) 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ&A(令和二年六月十九日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。
- (4) その他、居宅条例第二百七十六条第二項及び予防条例第二百六十六条第二項において電磁的方法によることができるとされているものは、(1)から(3)までに準じた方法によること。ただし、居宅条例若しくは予防条例又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。
- (5) また、電磁的方法による場合は、個人情報 保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事 業者における個人情報の適切な取扱いのた めのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報 システムの安全管理に関するガイドライン」 等を遵守すること。

別表一

別表二

別表三

附則

この要領は、平成二十五年四月一日から施行する

附 則 (二六福保高介第七六三号) この要領は、平成二十六年九月十二日から施行す

附 則 (二六福保高介第一七八八号) この要領は、平成二十七年四月一日から施行す る。 条の二第四項に規定する老人短期入所事業をいう。)の用に専ら供する施設又は老人短期入所施設(旧老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設をいう。)(いずれの施設においても基本的な設備が完成されているものを含み、同日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、第百五十条第四項の規定は適用しない。

- 3 医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成 十三年厚生労働省令第八号。以下「平成十三年医療法施行規則等改正省令」という。)附則第三条に規定する既存病院建物内の旧療養型病床群(病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による旧療養型病床群」という。)に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、同条の規定の適用を受ける病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、四床以下としなければならない。
- 4 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を 有する病院である指定短期入所療養介護事業所 であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令 附則第六条の規定の適用を受ける病室を有する ものについては、同条の規定にかかわらず、療養 病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、 利用者一人につき六・四平方メートル以上としな ければならない。
- 5 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を 有する病院である指定短期入所療養介護事業所 であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令 附則第二十一条の規定の適用を受けるものにつ いては、同条の規定にかかわらず、機能訓練室は、 内法による測定で四十平方メートル以上の床面 積を有し、必要な器械及び器具を備えなければな らない。
- 6 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を 有する病院である指定短期入所療養介護事業所 であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令 附則第二十二条の規定の適用を受けるものに係 る食堂及び浴室については、同条の規定にかかわ らず、次に掲げる基準によらなければならない。
 - 一 食堂は、内法による測定で、療養病床における利用者一人につき一平方メートル以上の床面積を有すること。
 - 二 浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。
- 7 平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第四条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群(病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による診療所旧療養型病床群」という。)に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、同条の規定の適用を受ける病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、四床以下としなければならない。
- 8 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る 病床を有する診療所である指定短期入所療養介 護事業所であって、平成十三年医療法施行規則等

第五条の二第四項に規定する老人短期入所事業をいう。次項において同じ。)の用に専ら供する施設又は老人短期入所施設(旧老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設をいう。次項において同じ。)(いずれの施設においても基本的な設備が完成されているものを含み、同日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、第三十三条第五項第一号イ及び口並びに同項第二号(ただし書を除く。)の規定は適用しない。

- 3 平成十二年四月一日前から存する老人短期入 所事業の用に専ら供する施設若しくは老人短期 入所施設(いずれの施設においても基本的な設備 が完成されているものを含み、同日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)又は老 人短期入所事業に相当する事業の用に供する施 設若しくは老人短期入所施設に相当する施設(いずれの施設においても同日以降に増築され、又は 全面的に改築された部分を除く。)であって、基準 該当短期入所生活介護の提供に支障がないと認められるものについては、第四十六条第一項第一 号イ及びロ並びに同項第二号(ただし書を除く。)の規定は適用しない。
- 4 第四十八条の規定にかかわらず、当分の間、医 療法施行規則等の一部を改正する省令(平成十三 年厚生労働省令第八号。以下「平成十三年医療法 施行規則等改正省令」という。) 附則第三十五条第 三項の規定の適用を受ける老人性認知症疾患療 養病棟に置くべき看護職員の員数は、常勤換算方 法で、当該老人性認知症疾患療養病棟における入 院患者の数(以下「老人性認知症疾患療養病棟入 院患者数」という。) が四又はその端数を増すごと に一以上とする。ただし、そのうち、老人性認知 症疾患療養病棟入院患者数を四で除した数(その 数が一に満たないときは一とし、その数に一に満 たない端数が生じるときはこれを切り上げるも のとする。)から老人性認知症疾患療養病棟入院 患者数を五で除した数(その数が一に満たないと きは一とし、その数に一に満たない端数が生じる ときはこれを切り上げるものとする。)を減じた 数の範囲内で介護職員とすることができる。
- 5 第四十九条の規定にかかわらず、当分の間、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第三十六条の規定の適用を受ける老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の床面積は、入院患者一人につき六・〇平方メートルとする。
- 6 平成十五年四月一日前から法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所(同日以降に増築され、又は改築された部分を除く。)であって、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成十五年厚生労働省令第二十八号)による改正後の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)第九章第五節(第百四十条の四第六項第一号ロ(2)を除く。)に規定する基準を満たすものにおける第三十八条第五項第一号イ(2)の規定の適用について

ただし、第三の一の3の(2)②「利用料その他費用の額」における「二割負担」の規定、(14)「利用料等の受領」①における「二割」及び「八割」の規定、4の(5)「運営に関する基準」における「一〇〇分の八〇」の規定、第三の二の4の(4)「運営に関する基準」における「一〇〇分の八〇」の規定、第三の六の4の(3)「運営に関する基準」における「一〇〇分の八〇」の規定、第三の一〇分の八〇」の規定、第三の一〇分の八〇」の規定、第三の一一の3の(1)①「指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額」における「二割負担」の規定、4の(2)「準用」における「一〇〇分の八〇」の規定は、平成二十七年八月一日から適用する。

附 則(二七福保高介第一七八八号) この要領は、平成二十八年四月一日から施行す る。

い。 附 則 (三○福保高介第五九号) この要領は、平成三十年四月一日から施行する。 附 則 (三○福保高介第九七○号) この要領は、平成三○年八月一日から施行する。

この要領は、令和三年四月一日から施行する。

附 則(三福保高介第一二八号)

改正省令附則第七条の規定の適用を受ける病室 を有するものについては、同条の規定にかかわら ず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による 測定で、利用者一人につき六・四平方メートル以 上としなければならない。

- 9 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る 病床を有する診療所である指定短期入所療養介 護事業所であって、平成十三年医療法施行規則等 改正省令附則第二十四条の規定の適用を受ける ものに係る食堂及び浴室については、同条の規定 にかかわらず、次に掲げる基準によらなければな らない。
 - 一 食堂は、内法による測定で、療養病床における利用者一人につき一平方メートル以上の床面積を有すること。
 - 二 浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。
- 10 平成十一年四月一日前から存する有料老人ホームであって、次のいずれにも該当するものとして別に厚生労働大臣が定めるものにあっては、第二百十九条第三項又は第二百四十一条第三項の規定にかかわらず、浴室及び食堂を設けないことができる。
 - 一 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム(老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。)又は軽費老人ホーム(同法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。附則第十四項において同じ。)(以下「養護老人ホーム等」という。)を併設しており、入所者が当該養護老人ホーム等の浴室及び食堂を利用することができるものであること。
 - 二 入所定員が五十人未満であること。
 - 三 入所者から支払を受ける家賃並びに管理費 及び運営費の合計額(以下「家賃等」という。) が比較的低廉であること。
 - 四 入所者から利用料、第二百二十六条第三項に 規定する規則で定める費用及び家賃等以外の 金品(一定期間の経過後又は退所時に全額返還 することを条件として入所時に支払を受ける 金銭を除く。)の支払を受けないこと。
- 11 平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第 八条の規定の適用を受ける病院内の病室に隣接 する廊下(平成十三年医療法施行規則等改正省令 第十二条の規定による改正後の指定居宅サービ ス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成十一年厚生省令第三十七号)附則第九条の 規定の適用を受ける場合を除く。)の幅は、内法に よる測定で一・二メートル以上とすること。ただ し、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測 定で一・六メートルとしなければならない。
- 12 平成十五年四月一日前から存する指定短期入 所生活介護事業所(同日以降に建物の規模又は構造を変更したものを除く。)は、指定短期入所生活介護事業所であってユニット型指定短期入所生活介護事業所でないものとみなす。ただし、当該指定短期入所生活介護事業所が、第九章第二節及び第五節に規定する基準を満たし、かつ、その旨を知事に申し出た場合は、この限りでない。

- は、同規定中「二平方メートルに当該共同生活室 が属するユニットの利用定員(条例第百七十条第 四項第二号に規定する利用定員をいう。次項及び 第四十二条において同じ。)を乗じて得た面積以 上を標準」とあるのは、「当該ユニットの利用者が 交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」 とする。
- 7 介護保険法の一部を改正する法律(平成十七年 法律第七十七号)附則第十条第一項の規定により 指定特定施設入居者生活介護事業者とみなされ た者が指定特定施設入居者生活介護の事業を行 う指定特定施設の介護居室であって、平成十八年 四月一日に現に定員四人以下であるものについ ては、第五十八条第二項第一号イ及び第六十二条 第二項第一号イの規定は適用しない。
- 8 平成十八年四月一日前から存する養護老人ホームである指定特定施設(同日において建築中のものを含む。)については、第六十二条第二項第一号イの規定は適用しない。
- 9 平成十八年四月一日前から存する養護老人ホームである指定特定施設については、平成十九年三月三十一日までの間に第六十二条第二項第一号ホに規定する非常通報装置若しくはこれに代わる設備又は同項第三号に規定する非常用設備を設置する旨の計画が策定されている場合は、同項第一号ホ及び同項第三号の規定は、当分の間、適用しない。
- 10 条例附則第十四項に規定する規則で定めるその他の病床は、医療法第七条第二項に規定する療養病床若しくは一般病床又は老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等一部改正法附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。)の病床とする。

附 則(令和三年規則第七十号)(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日以降、当分の間、東京都指定居宅サービ ス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する 条例の一部を改正する条例(令和三年東京都条例 第二十四号)による改正後の東京都指定居宅サー ビス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関す る条例(平成二十四年東京都条例第百十一号)第 百七十条第四項第二号の規定に基づき利用定員 が十二人を超えるユニットを整備するユニット 型指定短期入所生活介護事業者は、この規則によ る改正後の東京都指定居宅サービス等の事業の 人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則 第三十一条第一項第三号及び第四十条の基準を 満たすほか、ユニット型指定短期入所生活介護事 業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並 びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案し て職員を配置するよう努めるものとする。

- 13 平成十七年十月一日前から存する指定短期入 所療養介護事業所(同日以降に建物の規模又は構造を変更したものを除く。)は、指定短期入所療養 介護事業所であってユニット型指定短期入所療 養介護事業所でないものとみなす。ただし、当該 指定短期入所療養介護事業所が、第十章第二節及 び第五節に規定する基準を満たし、かつ、その旨 を知事に申し出た場合は、この限りでない。
- 14 療養病床その他の病床で規則で定めるもの(以 下「療養病床等」という。) を有する病院又は病床 を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床 等又は当該診療所の病床を令和六年三月三十一 日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当 該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、 当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又 は入居させるための施設の用に供することをい う。次項及び附則第十六項において同じ。) を行っ て指定特定施設入居者生活介護(外部サービス利 用型指定特定施設入居者生活介護を除く。)の事 業を行う医療機関併設型指定特定施設(介護老人 保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に 併設される指定特定施設をいう。以下同じ。) の生 活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の 員数の基準は、第二百十七条の規定にかかわら ず、次に掲げる基準によらなければならない。
 - 一 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。
 - 二 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療 機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当 数
- 15 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、第二百三十九条の規定にかかわらず、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。
- 1 6 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、第二百十九条及び第二百四十一条の規定にかかわらず、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

附 則(平成二十五年条例第七十一号)

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則(平成二十六年条例第五十四号) この条例は、平成二十六年四月一日から施行す る。

附 則(平成二十六年条例第百六十四号) この条例は、平成二十七年四月一日から施行す る。

附 則(平成二十七年条例第八十一号) この条例は、平成二十七年四月一日から施行す る。

附 則(平成二十八年条例第七十二号) この条例は、平成二十八年四月一日から施行す る。

附 則(平成三十年条例第五十五号)

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二百五十五条第一号の改正規定は、 平成三十年十月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に介護保険法(平成九 年法律第百二十三号)第四十一条第一項に規定す る指定居宅サービスを行っている事業所におい て行われるこの条例による改正前の東京都指定 居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基 準に関する条例(以下この項において「旧条例」 という。)第八十九条に規定する指定居宅療養管 理指導(以下この項において単に「指定居宅療養 管理指導 という。)のうち、看護職員(歯科衛生 士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行 う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、 看護師又は准看護師をいう。)が行う指定居宅療 養管理指導については、旧条例第八十九条から第 九十一条まで及び第九十五条第三項の規定は、平 成三十年九月三十日までの間、なおその効力を有 する。

附 則(令和三年条例第二十四号) (施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日から令和六年三月三十一日までの間、こ の条例による改正後の東京都指定居宅サービス 等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条 例(以下「新条例」という。)第三条第三項及び第 三十九条の二(新条例第四十一条の三、第四十六 条、第五十八条、第六十二条、第七十八条、第八 十八条、第九十七条、第百十二条、第百十四条、 第百三十四条、第百四十五条、第百六十七条(新 条例第百八十条において準用する場合を含む。)、 第百八十条の三、第百八十七条、第二百三条(新 条例第二百十五条において準用する場合を含 む。)、第二百三十六条、第二百四十七条、第二百 六十二条、第二百六十四条及び第二百七十五条に おいて準用する場合を含む。)の規定の適用につ いては、これらの規定中「講じなければならない」 とあるのは「講じるよう努めなければならない」 と、新条例第九条(新条例第四十一条の三及び第 四十六条において準用する場合を含む。)、第五十 二条(新条例第六十二条において準用する場合を

含む。)、第六十七条、第八十二条、第九十二条、第百二条(新条例第百十四条及び第百三十四条において準用する場合を含む。)、第百三十九条、第百五十一条(新条例第百八十条の三及び第百八十七条において準用する場合を含む。)、第百七十二条、第二百二十一条、第二百二十一条、第二百二十一条及び第二百五十二条(新条例第二百六十四条及び第二百七十五条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めるよう努めるとともに、次に」と、「重要事項に」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)に」とする。

- 3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新 条例第十一条の二(新条例第四十一条の三、第四 十六条、第五十八条、第六十二条、第七十八条、 第八十八条、第九十七条、第百十二条、第百十四 条、第百三十四条、第百四十五条、第百六十七条 (新条例第百八十条において準用する場合を含 む。)、第百八十条の三、第百八十七条、第二百三 条(新条例第二百十五条において準用する場合を |含む。)、第二百三十六条、第二百四十七条、第二 百六十二条、第二百六十四条及び第二百七十五条 において準用する場合を含む。)の規定の適用に ついては、新条例第十一条の二第一項中「講じな ければならない」とあるのは「講じるよう努めな ければならない」と、同条第二項中「実施しなけ ればならない」とあるのは「実施するよう努めな ければならない」と、同条第三項中「行う」とあ るのは「行うよう努める」とする。
- 4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新 条例第三十二条第三項(新条例第四十一条の三、 第四十六条、第五十八条、第六十二条、第七十八 条、第八十八条、第九十七条及び第二百七十五条 において準用する場合を含む。)、第百九条第二項 (新条例第百十四条、第百三十四条、第百六十七 条(新条例第百八十条において準用する場合を含 む。)、第百八十条の三、第百八十七条、第二百三 十六条及び第二百四十七条において準用する場 合を含む。)、第百四十三条第二項(新条例第二百 三条(新条例第二百十五条において準用する場合 を含む。)において準用する場合を含む。)及び第 二百五十九条第六項(新条例第二百六十四条にお いて準用する場合を含む。)の規定の適用につい ては、これらの規定中「講じなければならない」 とあるのは「講じるよう努めなければならない」 とする。
- 5 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新 条例第五十二条の二第三項(新条例第六十二条に おいて準用する場合を含む。)、第百三条第三項 (新条例第百十四条、第百三十四条、第百四十五 条、第百六十七条、第百八十条の三、第百八十七 条及び第二百三条において準用する場合を含 む。)、第百七十三条第四項、第二百八条第四項及 び第二百三十一条第四項(新条例第二百四十七条 において準用する場合を含む。)の規定の適用に ついては、これらの規定中「講じなければならな

い」とあるのは「講じるよう努めなければならな	
い」とする。	
6 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な	
設備が完成しているものを含み、施行日以後に増	
築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の	
居室については、この条例による改正前の東京都	
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営	
の基準に関する条例第百七十条第四項第四号の	
規定は、施行日以後もなおその効力を有する。	